

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

福岡地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 3

法人	2 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 市街地に近いことから、6 次産業化や高付加価値化を推進する。
- 地域として後継者の経営継承、新規就農者の確保を推進する。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

石切所地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 11

法人	1 経営体
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 果樹の栽培が盛んであることから、産地拡大を図る。
- 市街地に近いことから、6 次産業化や高付加価値化を推進する。
- 地域として後継者の経営継承、新規就農者の確保を推進する。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

仁左平地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 13

法人	4 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 葉たばこについては、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。（輪作や戦略作物等の作付）
- 園芸作物の栽培を推進する。
- 耕種農家と畜産農家との資源循環を図る。
- 生産コストの低減、経営の複合化により、経営の安定を図る
- 地域として後継者の経営継承や新規就農者を支援していく。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

斗米地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 55

法人	3 経営体
個人	52 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 葉たばこ、果樹、リンドウの生産及び畜産が盛んな地域であることから、一層の産地拡大を推進する。
- 葉たばこについて、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。（輪作や戦略作物等の作付）
- 畜産農家が多いことから耕種農家との資源循環の取り組みを推進する。
- 生産コストの低減、経営の複合化により、経営の安定を図る
- 地域として後継者の経営継承や新規就農者を支援していく。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

御返地地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 34

法人	3 経営体
個人	31 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 水稲については、エコチャレンジ米及び酒造好適米ぎんおとめの栽培を引き続き推進し、高付加価値化を図る。
- 葉たばこについては、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。（輪作や戦略作物等の作付）
- 耕種農家と畜産農家による資源循環の取組みを推進する。
- 生産コストの低減、経営の複合化により、経営の安定を図る
- 地域として後継者の経営継承や新規就農者を支援していく。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

金田一地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 112

法人	6 経営体
個人	106 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 葉たばこ、果樹、園芸作物の生産が盛んな地域であることから、一層の産地拡大を推進する。
- 葉たばこについて、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。（輪作や戦略作物等の作付）
- 水稲については、エコチャレンジ米や酒造好適米ぎんおとめの特別栽培米を引き続き推進し、高付加価値化を図る。
- 耕種農家と畜産農家との資源循環を図る。
- 集落として推進する作物については、加工品開発等 6 次産業化・高付加価値化を図る。
- 低コスト化、複合化により経営の安定を図る。
- 地域として後継者の経営継承や新規就農者を支援していく。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

浄法寺地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 20 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 161

法人	3 経営体
個人	158 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 葉たばこについては、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。
- 畜産の産地拡大を図る。
- 園芸作物（りんどう等）の産地拡大を図る。
- 野菜（椎茸・いちご等）・果樹の産地拡大を図る。
- 各集落で推進する重点作物については、加工食品の開発や販売等により、6 次産業化及び高付加価値化を図る。
- 畜産農家と連携し、飼料用米・飼料作物の作付けを行い複合化を図る。
- 後継者となる青年就農者がいるため、地域内の連携を強め、集落の担い手となるよう協力していく。
- 規模拡大を希望する地域では、地域内の連携を強めながら農地の集積を推進する。

以上